

弘前市メタボリックシンドローム予防・改善事業業務 公募型プロポーザル 質問回答書

No.	質問項目	質 問 内 容	回 答
■ 受付日 6/20 (金)			
1	(1) QOL 健診実施業務	弘前市様（健康増進課）にて弘前市内の企業を対象に今年度の企業でのQOL 健診の受け入れ企業を募集されています。 https://www.city.hirosaki.aomori.jp/oshirase/fukushi/R7_company_QOL.html この応募された企業は本事業の健診受け入れ先と考えてよろしいでしょうか。	ご質問に記載のアドレスで募集しているものは、QOL 健診の普及展開を目的に、申し込みのあった企業へ出張し QOL 健診を実施する「企業版 QOL 健診」であり、弘前市メタボリックシンドローム予防・改善事業（以下「本事業」）とは別の事業です。 よって、企業版 QOL 健診の応募企業は、直ちに本事業の受け入れ先となるものではございませんが、本事業における QOL 健診の実施に当たっては、企業版 QOL 健診など、他の事業、取組等との連携は可能です。
2	(2) 健康プログラム提供業務 ア 健康プログラムの提供	健康プログラムを提供する企業への支払金額、水準書金額を参照し、支援事業者受託企業が任意で設定してよろしいのでしょうか。	中間支援組織から健康プログラムを提供する企業への支払額に関するご質問としてお答えいたしますと、当該支払額については、当事者間で協議するなど、適宜、設定してください。
3	(2) 健康プログラム提供業務 ア 健康プログラムの提供	すでに弘前市（弘前大学健康未来イノベーション研究機構）にて承認を受けている健康プログラムの一覧がありますでしょうか。ご紹介いただけますでしょうか。 ※プログラム概要、屋外での実施可否を把握したいと考えております。	成果水準書 5 (2)ア②で定める健康プログラムのエビデンス審査については、本事業の実施に当たり、今後、新たに審査体制を構築するものであるため、現時点で当該審査により、承認を受けた健康プログラムはございません。 ただし、弘前大学健康未来イノベーション研究機構の参画企業によるメタボリックシンドロームを改善する健康プログラムについては、様々なエビデンスに基づき、既に社会実装されており、例えば、昨年度、市の事業として実施したものとしては、花王(株)様のスマート和食プログラムがあります。

No.	質問項目	質 問 内 容	回 答
4	(2) 健康プログラム提供業務 ア 健康プログラムの提供	企業さまの健康プログラムは従来から提供されているプログラムを継続して紹介するものとなるのでしょうか。あるいは今回の事業を機に刷新されるものでしょうか。	本事業において提供する健康プログラムについては、既存、新規、見直したものなど、当該プログラムにより、様々なケースが想定されます。
5	(2) 健康プログラム提供業務 ア 健康プログラムの提供	健康プログラムを提供する企業の公募は、弘前市さまにて別途行うかたちになりますでしょうか。 健康プログラムの募集要項や条件を明確化して、要項を作ることが必要でしょうか？ 主旨：企業側も条件が不明瞭である場合、参加の判断が難しいと思います。	健康プログラムの提供に当たっては、まずは、弘前大学健康未来イノベーション研究機構の参画企業による健康プログラムで、エビデンスの審査において承認を受けたものにより事業着手しながら、新たなプログラムの参画を促していくことを想定しております。 よって、事業着手の段階において、健康プログラムを公募することは想定しておらず、業務を遂行する中で、適宜、必要なものを整えていくことを想定しております。
6	(2) 健康プログラム提供業務 ウ 地元企業の巻き込み	地元企業は企業が提供する健康プログラムに関して医学的なエビデンスをお持ちではない企業が多いと感じます。 エビデンスを有さない企業の参加は困難でしょうか。	本事業で提供する健康プログラムとしては、成果水準書 5(2)ア②で定める健康プログラムのエビデンス審査による承認が必須です。 ただし、本市には、弘前大学が積み上げてきたビッグデータやその研究成果をはじめ、社会実装していく土壌もあるため、本事業又は他の取組において、エビデンスの確度を上げていくなどの手法も考えられます。

No.	質問項目	質 問 内 容	回 答
7	(2) 健康プログラム提供業務 ウ 地元企業の巻き込み	ヘルスケア産業とは具体的にどのような産業をイメージしておられますでしょうか。 主旨：農林海産物、自然環境体験などのウェルビーイング指標に関する活動も可能性がございますでしょうか？ 計測ツールや予防医療のサービスの新規事業の創出、あるいはベンチャーの育成などを目指す取り組みでしょうか。	本事業においては、成果水準書2の最終段落に記載のとおり、ヘルスケア産業における雇用創出へとつなげることを目的に、健康プログラムの提供に当たり、地元企業の参画を促進するものです。 よって、ヘルスケア産業は、本事業における雇用創出の対象分野としており、健康の保持及び増進、疾病予防等を通じた健康寿命の延伸に資するサービスをはじめ、広義に捉えていただいて構いません。
8	(2) 健康プログラム提供業務 ウ 地元企業の巻き込み	地元企業の参画という項目の 55 万円の用途のイメージはございますか。 弘前市役所様の会議室をお借りしての説明会などが適切でしょうか？	成果水準書7(2)の表中「ウ 地元企業の参画促進【550,000 円】」については、5 業務内容において例示している地元企業を対象とした説明会、健康プログラムの体験会等の実施を想定した費用となります。ただし、健康プログラムの体験会は、イベント形式を想定しており、イベント自体の実施経費は、5(3)イ本事業の周知啓発に含めて算定しております。 なお、説明会の実施場所については、中間支援組織の裁量となります。

No.	質問項目	質 問 内 容	回 答
9	(3) サービス向上・周知啓発業務 ア サービスの向上	kencom の契約はどのような内容となりますでしょうか。 サービスの向上（kencom アプリ）で実施する内容と想定費用をお教えいただけますか？ 主旨：本事業の予算でも規模の大きい項目にあたりまして、3300 万円を DeSC に対して充当する規模の契約内容となっておりますでしょうか。	kencom の契約内容については、サービスの向上業務に係るものを想定しており、当該業務内容としては、現在、kencom の運用により提供している歩数や体重などの記録、利用者に合わせた日々の健康情報の配信、アプリ内におけるウォーキングイベントなどの機能に加え、例示に記載のような QOL 健診の受診結果の履歴を閲覧可能とするなどにより、行動変容が継続するようなサービスの向上を図るものです。 なお、当該業務は、本事業の業務委託期間中、継続して行うものであって、その全期間を成果連動払とするものとし、これに伴い、成果水準書の一部を変更しますので、本件については、併せてその内容もご確認ください。 また、当該業務の費用については、成果水準書 7 (2) の表(3)に定めるとおりであって、同表に定める支払額の割合で算出する額の合計額をもって、本事業の業務委託期間である 2.5 年間に係る支払額とします。 なお、成果水準書 7 (2) の表(3)に定める基準額 33,000,000 円は、これまでの契約金額の実績を踏まえ、2.5 年分として算出したものとなっております。
10	(3) サービス向上・周知啓発業務 ア サービスの向上	kencom について？成果連動支払いとそうではない業務とするものとありますが、kencom アプリで成果連動払いとそうでない業務はどう分けられていますか？	成果水準書 5 (3) アの業務については、No.9 の回答に記載のとおり、本事業の業務委託期間中、継続して行うものであって、その全期間を成果連動払とするものとし、これに伴い、成果水準書の一部を変更しますので、本件については、併せてその内容もご確認ください。

No.	質問項目	質 問 内 容	回 答
11	(3) サービス向上・周知啓発業務 ア サービスの向上	kencom の登録促進、市民の利用に関しては、本業務以外にも、弘前市様と DeSC 様とで何か事業の計画がございますでしょうか。 主旨：弘前市における kencom の市民の登録の目的は、市民のメタボリックシンドローム改善に向けた 3 か年の事業だけではない範囲の事項と思っており、DeSC にとっては kencom に関する一部の事業を本プロジェクトで消化するものと考えております。	本事業については、今後の展開として、受診結果をはじめとした PHR (Personal Health Record : 個人が自らの保健医療情報を管理・閲覧できるサービス) の活用を見据えており、その中で kencom は、基盤として利用者との接点となることから、広く市民の利用登録者数を成果指標として設定しています。 そのため、具体の事業計画はないものの、随時、協議しながら、広く市民の利用登録を促していくことを想定しております。
12	(3) サービス向上・周知啓発業務 ア サービスの向上	令和 9 年度 9 月から令和 10 年 3 月の期間において、kencom アプリの登録促進事業としては、すでに検討されている事業がございますでしょうか。	当該期間における具体の事業計画はないものの、随時、協議しながら、広く市民の利用登録を促していくことを想定しております。
13	(3) サービス向上・周知啓発業務 ア サービスの向上	kencom が健康プログラムに入る場合、(3)のサービス向上の施策と、完全に区分することができますでしょうか。 (3)のアに関する活動そのものが、市民に対する健康プログラムの提供サービスと重複しませんでしょうか？	kencom については、既存の様々な機能を一体的に提供するとともに、成果水準書 5(3)ア※の 1 つ目に例示したような新たな機能により、行動変容が継続するようなサービスの向上を図るものであります。 そのため、現時点においては、kencom 自体を健康プログラムとする想定はしておりません。

No.	質問項目	質問内容	回答
14	(3) サービス向上・周知啓発業務 イベント	健康増進課・健康づくり総合推進係が主管となっている令和8年度、9年度の第39回から40回の「市民の健康まつり」をイベントのうちの1回とみなしてよいでしょうか。	類似のご質問のため、一括してご回答いたします。 本事業のイベントについては、成果水準書5(1)及び(2)アのイベント並びに(2)ウの体験会を兼ねるものとして想定しております。 なお、当該イベントは、市が直接、本事業のために実施するものではなく、成果水準書5(3)イ 本事業の周知啓発の業務範囲に含めており、また、その経費も見込んでおります。
15	(3) サービス向上・周知啓発業務 イベント	イベントは弘前市企画課が主催する、本事業の告知を目的としたイベントが望ましいでしょうか。	たまたし、別イベントとの合同開催、連携等については、主催者との調整が整い、本事業の成果水準書の定めを満たすときは、その手法で実施していただいて問題ありません。
16	(4) 将来の働き盛り世代に対する健康教育等実施業務	健康教育4校及び周知啓発2回（計2000名程度）となっていますが、健康教育4校の対象校については弘前市役所さまにて想定がありますでしょうか？ 主旨：児童数と保護者様の人数として2000名の到達を、小学校を拠点とした活動で見込めますでしょうか。	成果水準書5(4)の事業規模 計2,000名程度は、健康教育と周知啓発を併せたものとして設定しており、周知啓発については、健康教育とは別に広報物を作成し、配布するなどの取組を想定しております。 なお、健康教育を実施する4校については、市内の小中学校から募集することを想定しております。
17	(4) 将来の働き盛り世代に対する健康教育等実施業務	周知啓発活動は、主体は健康プログラム提供企業様が行うものとなりますでしょうか。	成果水準書5(4)の周知啓発については、No.16の回答に記載のとおり、健康教育とは別に広報物を作成し、配布するなどの取組を想定しており、その実施主体は中間支援組織の裁量となります。

No.	質問項目	質 問 内 容	回 答
18	成果連動支払い に関して	R8・9 年度の成果連動支払額の金額確定～支払いタイミングはいつになりますでしょうか？ 第三者評価機関の実作業によるところと存じますが想定する時期はございますでしょうか。 また R7～9 年度各年の固定支払額の支払いタイミングは、中間支援事業者が任意に設定してもよろしいのでしょうか。 (健康プログラムの提供企業やイベントの事業者など項目によってお支払い時期が異なると考えます。)	支払については、成果水準書 7 に記載のとおり、各年度の実績に応じて 3 回（時期の目安としては、当該年度の翌年度 4 月）、1 年毎の成果評価に応じて 2 回（時期は、お見込みのとおり、第三者評価機関による成果評価の作業にもよるものの、目安としては令和 8 年 12 月、令和 9 年 12 月）となります。 なお、市から中間支援組織に対する固定支払額の支払時期については、前述の 5 回の支払に含まれるものであり、基本的には当該支払時期といたします。
19	成果連動支払い に関して	「1 年に〇〇人」の 1 年のスパンはどこで区切りでしょうか。 10 月から 9 月でよろしいでしょうか。 ・QOL 健診、健康プログラム提供、健康教育の実施、に係る期間はどのスパンですか？	本事業における 1 年のスパンについては、成果水準書 5 の 2 段落目及び成果水準書別表備考 1 に記載のとおりです。
20	成果連動支払い に関して	P7 の表について、(1)～(4)の予算配分は受託企業者が考える最適数値に調整の上、ご提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	成果水準書 7 頁、7 (2)の表は、7 (1)の表における成果連動支払額等に関し、算出の基礎となる基準額を示しながら、さらに細分化したものであり、本件プロポーザルにおける参考見積書において、事業費の総額が支払上限額の範囲内であれば、提案者により各業務毎の金額、割合を調整した場合であっても、それをもって失格とするものではございません。

No.	質問項目	質 問 内 容	回 答
21	成果連動支払い に関して	令和9年度のS2は、S1に加えて、別途追加で成果報酬としてお支払いする項目と捉えてよろしいでしょうか。	7(2)の表におけるS2は、お見込みのとおり、令和9年度のみ、成果連動支払額として、加算する額となります。
22	事業費の内訳に に関して	水準書7ページの罫線の囲みの最下層にある「他固定支払い額」は、どのような項目にあたる支払いになりますでしょうか。	成果水準書6頁、7(1)の表中「他の固定支払額」は、 ・各種調査業務 ・SIB移行に向けた資金調達準備業務 ・その他PFSによる事業の実施に必要な業務 に要する費用として、算出しております。
23	提案書に関して	提案者が特定できる記載は勿論記載しませんが、再委託先となる当社の協力機関や地域の企業名等は記載しても問題無いでしょうか。	協力機関等が自社のグループ企業が大半を占めるなど、自社名の記載によらずとも、客観的に提案者が特定できる記載は避けてください。
24	提案書に関して	企画書に行程表を記載する必要はありますか。 別紙で記載をすればよろしいでしょうか。	業務行程につきましては、工程表（様式6）を用いて提出してください。
25	プロポーザルの 審査	参加者は2名までとのことですが、他の関与者はオンライン参加を行ってもよろしいでしょうか。	プレゼンテーション及びヒアリングについては、募集要領に記載のとおり、パソコン、スクリーン、プロジェクター等の機材の使用は認めておりませんので、オンライン参加は不可となります。